

区の財政状況をお知らせします

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報しんじゅく」等でお知らせしています。

今回は24年度上半期(4月～9月)の財政運営状況と、23年度の財務諸表についてお知らせします。
【問合せ】財政課(本庁舎3階)☎(5273)4049・☎(3209)1178へ。

24年度上半期の財政運営状況

一般会計 (24年9月末現在)

予算の概要

平成24年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算として1372億1945万円を計上しました。9月末までに1回の補正(予算の増額)を行い、歳入・歳出それぞれ3億572万4千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1375億2517万4千円となっています。このほか、平成23年度中に事業が終了しなかったため、平成24年度に繰り越した事業費が5620万7千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1375億8138万1千円です。

歳入・歳出予算現額	1375億8138万1千円
収入済額(収入率40.5%)	557億2673万8千円
支出済額(執行率40.1%)	551億1160万4千円

収入・支出の状況

収入済額は557億2673万8千円で、収入率は40.5%。前年同期の収入率39.9%と比較すると、0.6ポイント上回っています。支出済額は551億1160万4千円で、執行率は40.1%。前年同期の執行率39.6%と比較すると、0.5ポイント上回っています。

区民の負担

特別区税の調定額(収入すべき額)を前年同期と比較すると、3億4989万7千円(0.9%)の増となっています。これは主に、特別区民税が3億7253万4千円(1.0%)の増となったことによります。

特別区民税の現年課税分	336億6352万1千円
総人口	31万9892人
世帯数	19万7173世帯

なお、特別区民税の現年課税分(調定額から滞納繰越分を除いたもの)は336億6352万1千円(前年比1.4%増)で、区民の皆さんの負担は1人当たり10万5234円、1世帯当たり17万731円です。

特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。24年9月末の状況は、発行額481億6390万円、償還済額247億5503万9千円、現在高234億886万1千円です。

特別会計 (24年9月末現在)

新宿区には国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の3つの特別会計があります。

24年度上半期は、いずれの会計とも補正(予算の増額・減額)を行いませんでした。9月末現在の予算現額(当初予算と同額)、収入・支出の状況は右表のとおりです。

国民健康保険特別会計	
歳入・歳出予算現額	356億1285万6千円
収入済額(収入率41.7%)	148億6664万2千円
支出済額(執行率40.4%)	144億52万1千円
介護保険特別会計	
歳入・歳出予算現額	210億3728万8千円
収入済額(収入率46.1%)	96億9309万7千円
支出済額(執行率39.6%)	83億3707万1千円
後期高齢者医療特別会計	
歳入・歳出予算現額	62億8624万3千円
収入済額(収入率42.0%)	26億4176万8千円
支出済額(執行率32.9%)	20億6662万5千円

23年度の財務諸表

財政状況をより的確に把握するための方法として、従来の現金収支を中心とした決算に加えて、企業会計の手法を取り入れた新たな公会計制度に取り組んでいます。

一般会計と特別会計(国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計)を合算して、会計間の繰り出し・繰り入れを除き、新宿区全体の財務を示します(単体財務諸表)。財務諸表は貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書の4表からなり、各表は自治体の財政状況を明らかにし、行政経営が持続可能であるかを示しています。

※百万円単位未満の金額を四捨五入しているため、表中の合計が一致しない場合があります。

貸借対照表

区が保有する資産(財産)と、資産がどのような財源(負債・純資産)で賄われてきたかを総括的に示しています。区民1人当りに換算すると、資産は428万円、負債は18万円、純資産は410万円です。

区ではこれまでに、1兆3643億円の資産を形成してきました。そのうち、純資産は1兆3086億円で、国・都の補助等で将来返済する必要のないものです。負債557億円は、将来の世代が負担することになります。

区民1人当りに換算すると、資産は428万円、負債は18万円、純資産は410万円です。

資産では、道路や公園などのインフラ資産が資産合計の71%を占めています。庁舎や学校、保育園などの事業用資産は23%となっています。金融資産の主なものは、基金・積立金や出資金などです。

(24年3月31日現在、単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
金融資産	80,397	流動負債	7,839
資金※1	7,387	公債(短期)	2,859
債権	5,233	その他	4,980
基金・積立金	41,917	非流動負債	47,867
出資金等	25,860	公債	21,980
非金融資産	1,283,934	退職給付引当金	24,169
事業用資産	316,569	その他	1,718
有形固定資産	316,569	負債合計	55,706
無形固定資産	0	純資産の部	金額
インフラ資産	967,365	純資産合計※2	1,308,625
資産合計	1,364,331	負債及び純資産合計	1,364,331

※1資金(歳計現金)は、資金収支計算書(右下)の「期末資金残高」と一致します。
※2純資産合計は、純資産変動計算書(右上)の「期末純資産残高」と一致します。

行政コスト計算書

(23年4月1日～24年3月31日、単位:百万円)

項目	金額	構成比
経常業務費用	64,841	39.6%
人件費	29,418	18.0%
物件費等	35,423	21.7%
物件費	17,532	10.7%
経費	16,760	10.2%
業務関連費用	1,131	0.7%
移転支出	98,728	60.4%
補助金等	4,739	2.9%
社会保障給付	74,838	45.8%
その他	19,150	11.7%
経常費用合計(A)	163,569	100%
経常収益		
使用料・手数料等	5,638	
貸付金の利息等	1,337	
経常収益合計(B)	6,975	
純経常行政コスト※3	△156,593	
経常収益(B)－経常費用(A)		

※3純経常行政コストは、純資産変動計算書(右上)の「純経常行政コスト」と一致します。

新宿区役所本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎の代表電話は☎(3209)1111、新宿区ホームページは☎http://www.city.shinjuku.lg.jp/です。

純資産変動計算書

減価償却などによる純資産の動きを明らかにする財務書類です。純資産を構成する税金などの一般財源に加え、国・都支出金について要因別の変動を示しています。

23年度は純資産が693億円の減少、区民1人当りに換算すると22万円の減少となりました。3年ごとの固定資産税の土地の評価替えを反映し、再評価損を763億円計上したことが純資産減少の主な理由です。

(23年4月1日～24年3月31日、単位:百万円)

項目	金額
期首純資産残高	1,377,956
財源の使途	△171,094
純経常行政コスト	△156,593
その他の費用	△14,501
財源調達	171,289
税金	48,895
都区財政調整交付金	26,457
移転収入	92,166
その他	3,771
資産充当財源変動の部合計額	△69,526
期末純資産残高	1,308,625

資金収支計算書

区の支出を性質により経常的収支・資本的収支・財務的収支の3つに区分し、それに対応する財源を収入とした収支の状況です。現金ベースで収入・支出の実態を示しています。

23年度は経常的収支は44億円の黒字ですが、資産形成や投資、貸付金などの収支である資本的収支は29億円の赤字だったため、基礎的財政収支は15億円の黒字でした。

特別区債の収支である財務的収支は31億円の赤字ですが、これは、過去に発行した減税補填債などの償還を進めたためです。区民1人当りに換算すると、経常的収支は1万4千円の黒字、資本的収支は9千円の赤字、財務的収支は1万円の赤字です。

当期資金収支額は16億円(区民1人当たり5千円)の赤字で、期末資金残高は74億円(区民1人当たり2万3千円)です。

(23年4月1日～24年3月31日、単位:百万円)

項目	金額
経常的収支	4,412
資本的収支	△2,895
財務的収支	△3,084
当期資金収支額	△1,567
期首資金残高	8,954
期末資金残高	7,387
基礎的財政収支	
(経常的収支+資本的収支)	1,517

基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは

収入総額から地方債などの借金(財務的収入)を除いた収入と、支出総額から借金の利払い等(財務的支出)を除いた支出についての財政収支です。経常的収支と資本的収支の合計になります。

財政状況の健全性を示す指標の一つで、一般的にプライマリーバランスが均衡していれば、借金をせずに行政サービスを提供していることとなります。23年度の新宿区のプライマリーバランスは、15億円の黒字となっています。

★プライマリーバランスの算出方法

経常的収支(経常的収入－経常的支出)＋資本的収支(資本的収入－資本的支出)

平成24年第4回区議会定例会 議決結果

区長が提出した議案は、すべて原案どおり可決・同意・承認されました。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

◆予算案4件

- ◎平成24年度補正予算
- 平成24年度新宿区一般会計補正予算(第5号)
- 平成24年度新宿区一般会計補正予算(第6号)
- 平成24年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 平成24年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第2号)

◆条例案12件

- ◎一部改正の条例
- 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例
- 新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例
- ◆同意案4件
- 新宿区教育委員会委員任命の同意について(3件)
- 新宿区名誉区民選定の同意について
- ◆その他12件
- 専決処分承認について
- 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約について
- 公の施設の指定管理者の指定に

12月は第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設場所】区役所本庁舎1階(国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置)
※来庁の際は、本庁舎1階の出入口をご利用ください。
【開設時間】午前9時～午後5時

住民記録 ▼転入・転出・転居・世帯変更の届け出(前住所の区民町村に確認が必要の場合)は手続きできないことがあります。日本国籍の方の国外からの転入は取り扱いません。▼外国人住民の住居地届(在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書が必要)、住民票の写しは発行できません。▼不在証明書(不在証明書の交付(印鑑登録申請書の提出)が必要)、▼自動交付機

台帳カードへの利用登録はできません。▼特別永住者に関する申請等
【問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階)☎52733601へ。
戸籍 ▼戸籍届書の預かり(届書の内容確認等は翌開庁日に行います)▼火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付▼戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部個人(事項証明書、戸籍の附票)の写しの交付(請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者・直系血族(関係が確認できる書類が必要)のみ)▼身分証明書、不在籍証明書の交付
【問合せ】戸籍住民課戸籍係(本庁舎1階)☎(5273)3509へ。

国民健康保険 ▼資格の取得(社会保険等資格喪失証明書が必要。扶養家族がいなくても、資格証明書でも代用可)▼資格の喪失(職場の健康保険証が必要)
※外国人の方は、在留カードまたは特別永住者証明書(在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書)とパスポートをお持ちください。
区税 ▼納税・課税(非課税証明書の交付(申告等により税情報がある方のみ)
【問合せ】税務課収納管理係(本庁舎6階)☎(5273)4139へ。